

前払金の使用等の特例に関する特約条項

(前払金の使用等の特例)

第1条 受注者は、前払金を第37条に規定するもののほか、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。